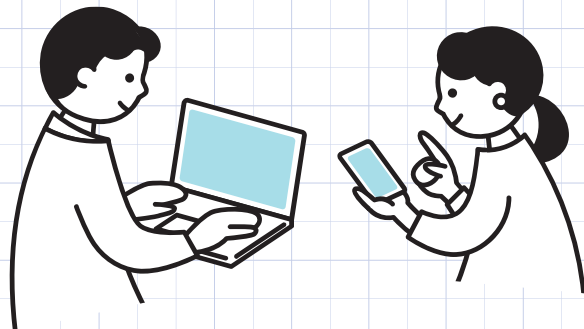


社会保険労務士みなさまへ

電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご確認ください。



各種申請手続きが オンラインでもっと手軽に



2026年
1月13日
スタート

これからは、**電子申請**がおすすめです。

「安心」



システムチェックにより、**記載漏れなどのミスが防げます。**



制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、**正確に申請ができます。**

「便利」



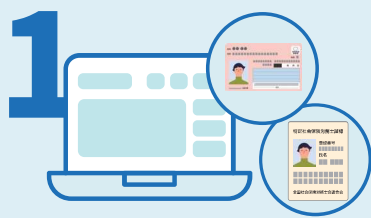
郵送などにかかっていた**手間、時間、費用が削減**できます。



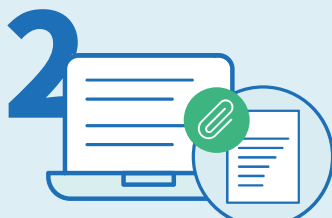
スマホやPCから**申請後の処理状況が確認**できます。

利用開始の準備

電子申請の利用にあたっては、事前にアカウントの利用申請が必要です。



マイナンバーカードと社会保険労務士証票をご用意の上、協会けんぽウェブサイトへアクセス



入力フォーマットに必要事項※を入力し、添付書類は電子ファイルをアップロード

※社会保険労務士証票に記載された登録番号、事務所名、ご住所、社会保険労務士名、電話番号、お客様設定パスワード



協会けんぽより、電子申請の利用にあたって必要なユーザーIDと協会設定パスワード等を郵送でお知らせ

※申請状況によっては郵送までに時間を要する場合があります。

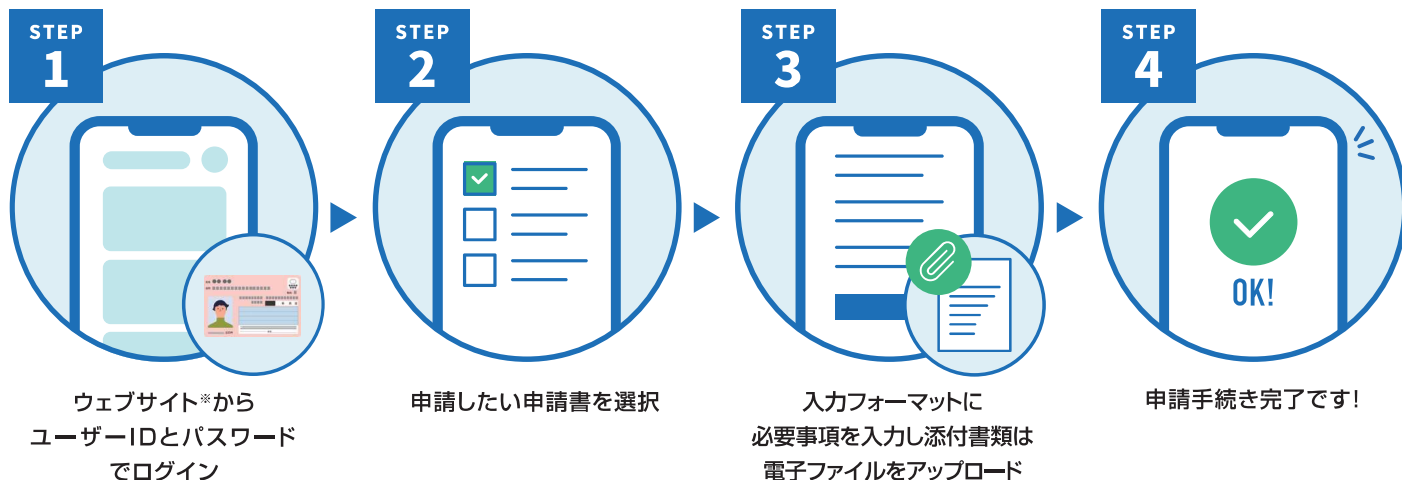
[裏面へ続きます](#)

利用の流れ

4ステップでカンタン申請

ご利用可能時間

平日 8時～21時



※ 電子申請の利用は表面の二次元コードから、
もしくは「協会けんぽ 電子申請」で検索してください。

協会けんぽ 電子申請

検索

よくある ご質問

Q. 電子申請の対象となる申請書はなんですか。

A. ほとんどの申請書が対象です。詳しくは電子申請特設ページをご確認ください。

Q. アカウントの利用申請は、協会けんぽの支部ごとに申請が必要ですか。

A. 支部ごとに申請する必要はありません。
一つのアカウントでどの支部に対しても電子申請が可能です。

Q. ユーザーID等を忘れた場合、どうすればよいですか。

A. ユーザーID、協会発行パスワードを忘れた場合は、再度通知を送付いたしますので、
協会けんぽ支部にお問い合わせください。
お客様設定パスワードを忘れた場合は、協会から通知することができないため、
新たにアカウントの利用申請が必要です。

Q. 勤務先事業所名称及び住所、社会保険労務士名等が変更になりました。
何か届け出が必要ですか。

A. 新たにアカウントの利用申請が必要です。